

# 米沢市生活応援商品券(配付型)事業「愛の商品券2026」

## 取扱店募集要領

R8.2.26 改定版

米をはじめとした食料品や電気・ガス等エネルギーの物価高騰による市民生活並びに市内中小企業者への影響を緩和し、個人消費を下支えすることで地域経済の好循環の回復と活性化を図ることを目的に、商品券事業を実施するものです。

### 1 事業概要

- (1) 名称 米沢市生活応援商品券(配付型)「愛の商品券2026」(通称:愛の商品券 2026)  
(2) 発行者 愛の商品券事業実行委員会((協)米沢市商店街連盟、米沢商工会議所、米沢信用金庫、米沢市)  
(3) 商品券の概要

発行媒体	紙
発行総額	約7億 3,300 万円
支払単位	1,000 円券、お釣り不可
券種	全店共通券のみ
発行内容	市民 1 人につき 1 万円分の商品券
利用期間	<u>令和 8 年 4 月18(土)~ 8/31(月)</u>
配付対象	全市民 ※令和8年3月1日現在で、米沢市の住民基本台帳に登録されている人
配付方法	【配達方法】ゆうパック(日本郵便株式会社) <b><u>世帯ごとに、世帯主様宛て</u></b> にお届けします。 【配達期間】3月下旬~約1か月間 【不在時】不在連絡票を投函。不在連絡票に従い、再配達等の手続きをしていただきます。 【配達期間内に商品券を受け取れなかった場合】5/8(金)から米沢市役所で受け渡し

### 2 取扱店加盟の要件

次の要件をすべて満たす事業者とする。

- ①米沢市内に店舗または事業所があり、次の業種を営んでいること  
飲食業，小売業，サービス業，理・美容業，洗濯業，道路旅客運送業，運転代行業，宿泊業，旅行業
- ②以下のいずれかに該当すること
- i 山形県内に本拠を置く事業者
  - ii 山形県外に本拠を置く中小企業者
- ③性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定するものでないこと
- ④米沢市暴力団排除条例(平成 24 年 3 月 28 日)第 1 号に掲げる暴力団員と密接な関係を有すると認められるも

のでないこと

⑤特定の宗教又は政治団体と関わるものでないこと

⑥公序良俗に反するものでないこと

### 3 商品券取扱い厳守事項

会計時のトラブル防止のため、以下について厳守願います。

(1)商品券は一般消費者への物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。

(2)商品券と現金の交換は禁止しています。

(3)紙券の券面額以下の利用の場合であってもお釣りはお渡ししないでください。

(4)不足分は現金等で受け取ってください。

(5)受け取った商品券を、他店舗で使いまわしはしないでください。

(6)取扱店で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合(特売品など)は、あらかじめ利用者が認識できるように、注意書き等を利用者の見やすい場所に明示してください。

(7)他割引企画との併用不可やポイント加算対象外、商品券利用上限額などを定める場合はあらかじめ利用者が認識できるように、注意書き等を利用者の見やすい場所に明示してください。

(8)利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。

(9)商品券の盗難・紛失、滅失または偽造、模造等に対して、発行者は責を負いません。

(10)商品券の交換又は売買はできません。

(11)利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に利用された商品券のみ換金可能です。

### 4 商品券の利用対象にならないもの

(1)出資や債務の支払い(税金、振込代金、振込手数料、保険料、水道料金等)

(2)有価証券、金券、商品券(ビール券、清酒券、おこめ券、図書券、店舗が独自発行する商品券等)、旅行券、乗車券切手、印紙、証紙、指定ごみ袋、プリペイドカードなどの換金性の高いものの購入や電子マネーへのチャージ

(3)商品、サービス等の引換券などの代金を前払いするもののうち、有効期限が「愛の商品券2026」の利用期限を超えるもの

(4)性風俗関連特殊営業、キャバレー、パチンコ店などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する営業に係る支払い

(5)金融機関が提供する投資信託、株式、保険などの金融商品及び現金との換金、金融機関への預入れ

(6)土地・家屋の購入、家賃・地代・駐車場(一時預りを除く。)などの不動産に係る支払い

(7)宅配業者による代金引換、コンビニエンスストアでの収納代行等、取扱店以外の事業者への支払いが実質的に可能となるもの

(8)事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等

(9)特定の宗教又は政治団体と関わるものや公序良俗に反するものへの支払い

(10)やむを得ない理由により取扱店が取扱いを不可としたもの

(11)その他実行委員会が不相当と認めるもの

## 5 取扱店の責務等

次に掲げる事項について、遵守していただきます。

- (1)利用者が利用期間中に商品券を持参したときは、商品券額面分の商品の販売やサービス等の提供を行うこと。
  - (2)取扱店であることが明確になるよう、ポスター等を利用者の見やすい場所に掲示すること。
  - (3)利用者から受け取った商品券には、再流出を防止するため、裏面に店舗印を押印又はサインする。また、取扱店控の換金請求書は入金確認が完了するまで保管すること。
- 振り込み着金後2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんのでご承知おきください。また、登録時の店舗名と商品券裏面の店舗名が異なると換金できない場合がありますのでご注意ください。
- (4)裏面に他店舗の押印又はサインのある商品券は、受け取りを拒否すること。
  - (5)偽造等の不正利用の疑いがあるときは、受け取りを拒否するとともにその事実を速やかに警察へ通報すること。また、その旨を実行委員会にも報告すること。確認用として配布する見本券は、商品券を取り扱うすべての担当者に周知すること。
  - (6)商品券の交換、譲渡、売買、再利用は行わないこと。
  - (7)商品券での直接換金及び商品仕入れ等への利用は行わないこと。
  - (8)実行委員会が行う調査へ協力すること。
  - (9)各種規約を遵守するとともに、実行委員会からの指示に従うこと。

## 6 換金

### (1)換金方法

- ① 利用済み商品券の裏面に店舗印を押印し、輪ゴムで束ねる。
- ② 換金請求書に必要事項を記載する。
- ③ 取扱店舗証明書と①②を一緒に、換金所窓口へ提出する。

### (2)注意事項

- ① 入金は口座振込です。振込手数料は事務局にて負担致します。(事業者負担なし)
- ② 換金請求期間を過ぎてからの受付には一切応じられませんので、必ず期間中に換金手続きをしてください。
- ③ 換金請求日に応じて入金予定日までに振込いたします。
- ④ 入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に限り受付いたします。2週間を過ぎてからの異議お申し立てには一切応じられませんのでご注意ください。

### 【換金スケジュール(予定)】

換金場所	米沢信用金庫 市内5店舗	米沢市役所
換金方法	換金場所へ使用済み商品券を持ち込み	
換金頻度	週に1回	月に1回
換金期間	【振込指定口座】米沢信金のみ 【×日】毎週金曜日 【着金日】翌火曜日	【振込指定口座】どの金融機関でも可 【×日】毎月第一金曜日 【着金日】翌週金曜日 ※月1回のみ
換金手数料	無 料	
備 考	換金スケジュールは、変更となることがあります。 詳細が決まり次第、参加店舗の皆様へお知らせします。	

## 7 お申込手続

### (1) 前回（「愛の商品券 2025」）の参加店舗さま

同封の『愛の商品券2026』参加意向調査」を確認し、インターネットまたはFAX、郵送にて提出

◎回答期限：2/8(日)※期限を過ぎても参加可能ですが、商品券同封の取扱店舗一覧には掲載されません。

### (2) 新規参加希望の店舗さま

米沢市公式ホームページから「取扱店申込書兼誓約書」をダウンロードし、必要事項を記入の上、FAX、郵送または直接商工課へご提出ください。◎申込期間：～6/30(火)

### (3) 登録・確認

申込のあった事業者については、確認のうえ、取扱店として登録します。ただし、登録後であっても下記に該当する場合には、登録を取り消すことがあります。

- ① 申込み内容に虚偽・不備等があった場合
- ② 実行委員会が登録を取り消すと判断した場合

### (4) その他留意事項

- ① 取扱店の情報(店舗名称・所在地・電話番号・業種等)は「商品券の使えるお店」として、利用者向けチラシ・ホームページなどに掲載します。
- ② 取扱店向けキットは、3月中に店舗宛て郵送予定です。新規参加店舗には準備出来次第、順次発送します。
- ③ 各種規約、募集要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店の登録取消、損害金の発生等が生じた際は請求する場合があります。
- ④ 各種規約、募集要領に記載及び定めのない事項については、実行委員会がその都度対応を決定します。
- ⑤ 本事業用にデザインされた「商品券」の肖像使用を含む広報告知物の利用については事前に実行委員会の承認が必要となる場合があります。
- ⑥ 実行委員会の方針等により、内容が変更される可能性がある旨を予め承願います。

### 【誓約事項】

- 1)商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- 2)商品券を利用できない商品に対して、商品券での支払いを受けません。
- 3)商品券の再販、再流通を致しません。
- 4)商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。
- 5)商品券を紛失・毀損した場合、すべて自己責任とします。
- 6)商品券の取扱、取扱店の責務のほか募集要領等に記載されている内容に同意し、遵守します。
- 7)商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- 8)商品券の取扱に対して、実行委員会からの改善要請等があった場合にはそれに従います。
- 9)店舗名・所在地・電話番号・FAX 番号・業種の公表(専用IP・チラシ等に掲載)について同意します。
- 10)性風俗関連特殊営業などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定するものではありません。
- 11)米沢市暴力団排除条例に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有すると認められるものではありません。

【担当・問合せ先】愛の商品券事業実行委員会事務局（米沢市役所商工課内）

〒992-8501 米沢市金池 5-2-25 TEL:0238-22-5111